

緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住していた申立人長男（原発事故当時61歳）について、原発事故が原因で精神科に通院するようになった亡母（平成25年9月死亡）を介護するため平成24年9月に勤務先を退職せざるを得なかったことなどから、同年10月分から平成27年3月分までの就労不能損害として319万0200円の賠償が認められるなどした事例。

和解契約書（一部）

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年（東）第〇号事件（以下、「本件」という。）につき、申立人X1（以下、「申立人」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下、「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、別紙の損害項目（別紙記載の期間に限る）について一部和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

第2 和解金額

被申立人は、別紙の損害項目及び期間に対する和解金として、別紙記載の和解金額合計金70万円の支払義務のあることを認める。

第3 支払方法

（省略）

第4 確認条項

申立人と被申立人は、別紙の損害項目（別紙記載の期間に限る）について、以下の点を相互に確認する。

- 1 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- 2 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して別途請求しない。

第5 継続協議

申立人及び被申立人は、本件に係る損害賠償金額を確定させるように引き続き本和解仲介手続きにおける協議を続行する。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人が1通と被申立人が1通をそれぞれ保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和5年8月9日

（仲介委員 鈴木 修司）

申立人 X 1

損害項目	内訳等	金額	期間
生活基盤変容慰謝料	第五次追補第2の2	500,000	
自主的避難にかかる損害	第五次追補第3	200,000	H23.4.23～ H23.12.31
合計		700,000	

和解金額合計	700,000
--------	---------

緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住していた申立人長男（原発事故当時61歳）について、原発事故が原因で精神科に通院するようになった亡母（平成25年9月死亡）を介護するため平成24年9月に勤務先を退職せざるを得なかったことなどから、同年10月分から平成27年3月分までの就労不能損害として319万0200円の賠償が認められるなどした事例。

和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年（東）第〇号事件（以下、「本件」という。）につき、申立人X1，同X2及び同X3（以下、「申立人ら」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下、「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 表明及び保証

申立人らは、被申立人に対し、次の事項を表明し保証する。

- 1 亡Aが平成24年9月〇日に死亡し（以下、亡Aの相続を「一次相続」といい、亡Aを「一次相続被相続人A」という。）、その法定相続人が亡B、申立人ら及び申立外Cであること、一次相続の遺産の範囲に一次相続被相続人Aの被申立人に対する損害賠償請求権が含まれること。
- 2 亡Bが平成25年9月〇日に死亡し（以下、亡Bの相続を「二次相続」といい、亡Bを「一次相続相続人兼二次相続被相続人B」という。）、その法定相続人が申立人ら及び申立外Cであること、二次相続の遺産の範囲に、一次相続相続人兼二次相続被相続人Bの被申立人に対する損害賠償請求権が含まれること。
- 3 一次相続及び二次相続について、申立人ら及び申立外Cが、一次相続被相続人A及び一次相続相続人兼二次相続被相続人Bの被申立人に対する損害賠償請求権を承継し、他に知れたる相続人は存在しないこと。

第2 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、別紙の損害項目（別紙記載の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

第3 和解金額

被申立人は、別紙の損害項目及び期間に対する和解金として、別紙記載の和解金額合計金710万7700円の支払義務のあることを認める。

第4 既払金及びその精算

申立人らと被申立人は、被申立人が申立人X1に対し、別紙記載の既払金合計金70万円を支払い済みであることを相互に確認し、その既払金金額について、第3項記載の和解金額合計金710万7700円の支払いに充当する方法で精算する。

第5 支払方法

（省略）

第6 確認条項

申立人らと被申立人は、別紙記載の損害項目（別紙記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

- 1 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- 2 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

第7 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人らが1通と被申立人が1通をそれぞれ保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和6年9月11日

（仲介委員 鈴木 修司）

申立人 X1

損害項目	内訳等	金額	期間
生活基盤変容慰謝料	第五次追補第2の2	500,000	
自主的避難にかかる損害	第五次追補第3	200,000	H23.4.23～H23.12.31
日常生活阻害慰謝料 (増額分)	第五次追補第2の4⑧ (妻・孫と家族別離)	540,000	H23.3.11～H24.8.31
	第五次追補第2の4③ (父の介護)	540,000	H23.3.11～H24.8.31
	第五次追補第2の4③ (母の介護)	390,000	H23.8.1～H24.8.31
就労不能損害		3,190,200	H24.10.1～H27.3.31
合計		5,360,200	

被相続人 亡A

損害項目	内訳等	申立人ら 法定相続分	金額	期間
生活基盤変容慰謝料	第五次追補第2の2	3/4	375,000	
自主的避難にかかる損害	第五次追補第3	3/4	150,000	H23.4.23～ H23.12.31
日常生活阻害慰謝料 (増額分)	第五次追補第2の4① (要介護状態)	3/4	405,000	H23.3.11～ H24.8.31
合計			930,000	

被相続人 亡B

損害項目	内訳等	申立人ら 法定相続分	金額	期間
生活基盤変容慰謝料	第五次追補第2の2	3/4	375,000	
自主的避難にかかる損害	第五次追補第3	3/4	150,000	H23.4.23～ H23.12.31
日常生活阻害慰謝料 (増額分)	第五次追補第2の4② (精神の障害)	3/4	292,500	H23.8.1～ H24.8.31
合計			817,500	

和解金額合計	7,107,700
既払金合計 (R5.8.9 一部和解)	700,000
支払額合計	6,407,700